

### 第3章 本学における教職課程の単位

免許状を取得するための法定上の最低修得単位数については、「2. 免許状取得の条件」で説明したとおりです。

そして、本学においては、教育職員免許法に定める「文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）」、「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」のそれぞれについて対応する科目を定めており、免許状を取得するためには次表に示す単位の修得が必要です。

免許状取得希望者は、所属学部配当の主として卒業所要単位に算入されない自由科目群（文学部、商学部、外国語学部および人間健康学部についてはこの限りでない）から所定の科目（単位）を授業時間割および履修制限単位等を熟慮のうえ、1年次から計画的かつ効率的に履修・修得しなければなりません。

#### 【中一種免】

教育職員免許法 に定める科目	修 得 单 位 数		
文部科学省令に定める科目	<b>8単位</b>		
教職に関する科目	<b>必修科目33単位</b>	<b>選択科目から6単位</b>  ※ 「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目（「教職に関する科目」に準ずる科目）」のいずれの選択科目の単位でも可	合 計
教科に関する科目	<b>20単位</b> <b>（必修科目の修得が条件）</b>		<b>59単位</b>

#### 【高一種免】

教育職員免許法 に定める科目	修 得 单 位 数		
文部科学省令に定める科目	<b>8単位</b>		
教職に関する科目	<b>必修科目29単位</b>	<b>選択科目から10単位</b>  ※ 「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科又は教職に関する科目（「教職に関する科目」に準ずる科目）」のいずれの選択科目の単位でも可	合 計
教科に関する科目	<b>20単位</b> <b>（必修科目の修得が条件）</b>		<b>59単位</b>

必要科目の詳細については、「第5章 学部別一種免許状取得必要科目一覧」を参照してください。